

『枕草子』「中納言まゐりたまひて」段試考

—「海月の骨」の意味と「言い訳」の意図—

松本 昭彦

【要旨】

『枕草子』第九十八段「中納言まゐりたまひて」段は、有名な「海月の骨」の秀句の段であるが、従来この秀句は、隆家の「見たことないほどすばらしい扇の骨だ」との発言に対し、「見たことないなら海月の骨ですね」と清少納言がしゃれを言ったと解釈されてきた。しかし、「海月の骨」とは、長生きすれば見られるかもしれない奇蹟・幸運の意味の成句であり、この場面は、定子が皇子を懐妊もしくは生んだ直後と考えられることから、ここではその皇子の将来の即位をへ予祝する意味を込めたしゃれであると考えらるべきである。

またこの章段末尾の部分は、この章段の執筆によって、そのようなへ予祝にも関わらず若くして亡くなってしまった定子、結局皇位には就けない皇子・敦康親王の悲運を読者に再確認させてしまうことに対する「言い訳」と考える。

【本文】

はじめに

『枕草子』第九十八段「中納言まゐりたまひて」の段^①は、「海月の骨」の段として、高等学校の教科書にも採られるなど有名な章段で、これまでもすぐれた先行研究が積み上げられている^②。本稿でもこの章段につ

いて、出来事の年時や、清少納言の「海月の骨」という言葉がこの場面でのような象徴的意味を持っていたか、などについて考えてみたい。まず、本文を挙げる。

中納言まゐりたまひて、御扇奉らせたまふに、「隆家こそいみじき骨は得てはべれ。それを張らせてまゐらせむとするに、おぼろけの紙はえ張るまじければ、もとめはべるなり」と申したまふ。「いかやうにかある」と問ひきこえさせたまへば、「すべていみじう侍り。『さらはまだ見ぬ骨のさまなり』となむ人々申す。まことにかばかりのは見えざりつ」とこと高くとたまへば、「さては扇にはあらで、くらげのななり」と聞ゆれば、「これは隆家がことにしてむ」とて、笑ひたまふ。

かやうの事こそは、かたはらいたき事のうちに入れつべけれど、「一つなおとしそ」と言へば、いかがはせむ。

なお、本章段は、通説で最善本とされる三卷本第一類の「陽明文庫本」では本文に問題があり、「海月の骨」に至る文脈がない等文意が通じない所が多いので、諸注釈書では第二類本等の本文で補っている。本稿でも同様である。

さて、そもそもこの章段の眼目は、清少納言が隆家の言葉に反応し、「（見たことない骨だったら）海月の骨でしょう」と冗談を言った（だけ）、と解釈されることが多い。しかし、それが言葉の上のただのしゃれだとして、余りにも他愛なく、大して面白くもないのではないだろうか。隆家

が「自分の言ったことにしよう」と言うほど面白いしゃれとも思えないのである。また骨のない海洋生物というのであれば、蛸でも海鞘（ほや）でもよかったのではないか^③。「海月」の骨と言っているのには理由があるはずである。さらに、秀句の意図を隆家への揶揄や皮肉と取る注釈も多いが、坏美奈子氏^④が

並み居る侍女らの前で、気位高き若き貴公子がぎゅんと言われ、やり込められたのに、その当人が即座に「これは隆家が言にしてむ」と大いに喜び、いわば著作権の譲渡を求めるような心境になるものだろうか。（中略）主君の弟君の話が最高潮に至った時、突然横から割り込んで切り返し、高貴なる弟君の鼻柱をへし折ってよいものだろうか。

彦 と言われるように、年少ではあっても、主人・中宮（長保二年二月から皇昭 后だが、本稿では仮に中宮で統一しておく）定子の弟で「中納言」の隆家 に対して、清少納言が揶揄や皮肉の意図で発言することはこの場面にそぐ わないのではないだろうか。やはり、隆家や定子に対しても何か積極的な 意味を込めた秀句と解すべきであろう。

そのため本稿では、まずこの出来事の起こった年時を推定してから、「海月の骨」の意味を解釈し、次に、章段末尾で自讃の弁解とも受け取れる言い方をしていることとの関連を考えることにする。

一 年時推定

この出来事がいつのことかについての先行研究は、注（2）に挙げた坏氏・浜口俊裕氏の論文がわかりやすく整理されているが、ここでは、大きく三つの時期に候補を分けて検討したい。すなわち、清少納言の出仕後、中宮定子の薨去以前であることを前提として、

①正暦五年（九九四）（道隆健在・中関白家全盛期）

②長徳元年（九九五）四月からの約1年間（隆家中納言在職期）^⑤
③長徳四年（九九八）以降（隆家が左遷から帰京し、兵部卿として政界に復帰してから）^⑥「前中納言」の時期

の三つの時期である。このうち、坏氏は①の隆家従三位昇叙の際、浜口氏は②の隆家左遷直前の時期を推定されている。先行研究では、官職表記を根拠に②を中心にして③も可、といった説が多いようである。

本稿では、結論としては③の時期と推定するが、その根拠として、（A）官職表記、（B）隆家が手に入れた扇の骨が「まことにかばかりのは見えざりつ」というほどのものであった理由、（C）「くらげ」（海月）の掛詞的意味、（D）本章段の雰囲気、を指摘したいと思う。

まず、（A）年時推定の比較的確実な手がかりである隆家の官職表記が、「中納言」となっている点である。この表記を文字通り受け取れば、隆家が権もしくは正の中納言であった時期ということになるが、そこで、隆家と兄の伊周が登場する章段について、事実上の官職と本文での呼称を比較してみる。（後掲【表1】参照）

隆家についての他二例は、第一〇〇段が史実通り、第二六〇段は正暦五年（九九四）二月の積善寺一切経供養を扱った章段だが、史実の「右中将」（正四位下）に対し、章段内では「三位中将」となっており、厳密には同年内の約六ヶ月後（八月以降）の呼称を以て呼ばれている。ただ実は同章段では、隆家の異母兄・藤原道頼についても、史実「権中納言」に対し、半年後の「大納言」^⑦と表記している。しかも、隆家の「従三位」昇叙と道頼の「権大納言」昇任は二日違いではない。第二六〇段の官職表記には何らかの記憶のずれがあったのではないだろうか。

これだけでは例が少ないので、隆家の兄で、同じく主人・中宮定子の兄弟であって、清少納言との関係もほぼ同等と考えられる伊周について見て

みる。

伊周については、史実通りが五例^⑦と多くを占め、史実より前の官職で表記しているのが一例、そのどちらとも決めがたいのが一例。残りの第九十五段は、内容から長徳四年(九九八)五月のことと推定でき、伊周は左遷からもどってはいるが、「内大臣」に復帰したわけではない。よって「内の大臣殿」の表記は、前職に「前」(さきの)を付けずに表記しているものである。^⑧

また、この二人以外の貴族については、先行研究により年時推定が可能な章段の範囲で、史実通りの官職を記しているものが、のべ64例、推定年時より前の官職で記しているものはなく、後の官職を記しているものは、のべ12例であった。

この12例のうち、藤原道頼は第一〇〇・一二四・二六〇段に出るが、全て「山の井の大納言」という表記で、うち第一二四段が少なくとも一日、第二六〇段が約半年後の官職名である。ただ、道頼は長徳元年(九九五)六月に権大納言で薨じている。『枕草子』執筆時にはすでに過去の人で、それぞれの章段年時の細かい現職は記憶が薄かったのではないか。また、源経房は、第七七七・八〇・一三〇・一三七段・跋文に出るが、すべて「中将」(左もしくは右が付く段も)であり、うち第七七七段は七ヶ月以上、第八〇段は一年以上後に表記の官職に就く。しかし経房は長徳二年(九九六)に右中将、同四年(九九八)に左中将になり、その後長和四年(一一〇一五)に権中納言になるまで長く中将を勤めていた。清少納言にとっては「中将」特に「左中将」のイメージが強く、第七七七・八〇段時もすでに就任していたと勘違いしたのではないだろうか。さらに、第八十三段の「式部丞忠隆」、第一一五段の「右衛門佐宣孝といふ人」やその子の「隆光が主殿亮なる」、第一〇〇段で、直接は登場せず、登場人物の親として名前が出るだけの「北野宰相」(菅原輔正)、第二六〇段の「典葉頭(丹波)

重雅」などは清少納言にはあまりなじみがなく、史実年時における正確な官職の記憶が薄かったのであろう。また、第一五五段で「宰相中将齊信」とするのは、章段内で時間が錯綜しており、混乱したのものとと思われる(「頭中将」という正確な官職表記も章段内にある)。よって、史実年時と異なる官職を記すものは、何らかの理由による記憶違いと考えられるものがほとんどと言ってよいだろう。逆に、第九十九段の「美濃守にて失せける藤原時柄、藏人なりける時」や第一〇二段の「左兵衛督の中将におはせし」、跋文の「左中将まだ伊勢守と聞えし時」などには、厳密に章段年時の現任官職を記そうとする姿勢がうかがえる。

これらのことから、『枕草子』では、章段内の実際の官職(の記憶)をそのまま記すのが原則であると考えるべきであろう。すると、本章段において、前記の①の時期を史実と考えるためには、可能性は大きくないが、第二六〇段のように清少納言に記憶違いがあったか、実際の官職(の記憶)とは異なることを認識しながら原則に反して意図的に記したとするしかない。

ところで、隆家の権及び正中納言昇任は、道隆の薨去前後^⑨にその引き替えのようになされたものであった。おそらく清少納言の中でも道隆の病氣と記憶がつながっていたであろう隆家の「中納言」という官職名を、この第九十八段の中でわざわざ史実と違えてまで記す意図は考えにくい。隆家が登場する他の二段は記憶違いを含めていずれも「三位中将」として見るのと、事実としてそう呼べる時期であったら、それをあえて「中納言」とするのは考えにくいのである。また、「中納言」の呼称が史実と差異があることを示す史料もない。記憶違いを完全に否定することはできないが、蓋然性としては史実通りとしておくのが最も妥当であろう。

以上のことから本稿では、第九十八段の「中納言」という官職表記は、清少納言の記憶通りであって、それは史実を直接反映させている可能性が

高いと判断する。

第九十五段の伊周のように、前職に「さきの」等を付けずに呼ぶことも含めて考えると、先の三つの時期候補のうち、②③の時期はありうるが、①は可能性が低いとしてよいだろう。

次に、(B)この時隆家が手に入れた扇の骨の貴重さ、珍しさについてである。本章段では、隆家が扇(の完成品)を姉定子に献上するに際して、(それとは別に)これまでに見たことのないほど上質の扇の骨を手に入れたので、後日それにふさわしい紙を張って献上したいと言っているのだが、中関白家の御曹司である隆家でさえそれまで目にすることがなかったほど高品質な扇の骨とはどのようなものだったのだろうか。『枕草子』第二六七段「扇の骨は」段は、まさに扇の骨についての章段であるが、

扇の骨は 朴。色は赤き。紫。緑。

というのは、いわば受領階級・清少納言クラスの身分の者が手に入れられる範囲の中で願わしいもの、ということであろう。では、天皇家や最上級貴族にはどのような扇の骨があり得たのであろうか。『大鏡』『伊尹伝』に載る、藤原行成の「魂」の深さを言う話の中では次のように語られている。

殿上人、(一条天皇に)扇どもしてまゐらすに、こと人々は、骨に蒔絵をし、あるは、金・銀・沈・紫檀の骨になむ筋を入れ、彫物をし、えもいはぬ紙どもに、人のなべて知らぬ歌や詩や、また六十余国の歌枕に名あがりたる所々などを書きつつ、人々まゐらすに、例の、この殿は、骨の漆ばかりをかしげに塗りて、黄なる唐紙の下絵ほかにをかしきほどなるに、表の方には楽府をうるはしく真に書き、裏には御筆とどめて草にめでたく書きて奉りたまへりければ(以下略)

天皇に献上する扇の骨は、「金・銀・沈・紫檀」などの材質のものがよいと考えられていたということであろう。隆家が「見たこともない」と言う

からには、少なくともこれと同等程度以上の品質・材質のものであったはずである。最上級の貴族である隆家が、なぜ今回手に入れた扇の骨ほどの上等のものを(手に入れたことはおろか)見たこともなかったであろうか。それは一言で言えば、少なくとも日本にはそれまで存在しなかったから、ということになる。つまり、今回隆家がそれほどの骨を手に入れたのは、中国(宋)との交易によるものだったと考えるのである。中関白家を始めとする権門貴族や朝廷が、中国との交易で種々の貴重品「唐物」を買っていたことは、歴史学^⑩に限らず、国文学の分野でも河添房江氏などにより、詳しく研究されている。

『枕草子』……いわゆる中関白家の栄華に関わる唐物が散見される。……「沈」「唐の紙」……(唐物は)中関白家の周辺では、日常的にふれる機会が多かったと想像される。^⑪

また、本章段の時期と直接結び付けることはできないかもしれないが、例えば『権記』長保二年(一〇〇〇)八月二十四日条には、大宰府が宋商・朱仁聡の訴えた雑物代のことを奏上し、皇后定子が、藏人頭・藤原行成をして高階明順を召問させた記事が載る。

皇后(定子)仰せて云く、大宋商客仁聡、越前国に在る時、献ぜしむる所の雑物代、金を以て下し遣はすの間、仁聡越前より大宰に向かふの後、公家に、進る所の物の直を未だ給はらざるの由を以て愁ひ申さしむ、と云々。……奇しく思しめすこと極まりなし。此の事により、明順朝臣を召し問はるべしと云々。……早く明順朝臣をして其の由を弁じ申さしむべきか。

中関白家が、道隆の生前・没後を通じて宋商を相手に交易し、「唐物」を入手していたことが確認されよう。そして、少し時代は下るが、『新猿樂記』「八郎」の項でも、中国との交易で「沈・白檀・赤木・紫檀」など高品質の扇の骨となる香木・貴木を輸入していることが記されるのである。

隆家や周囲の人がそれまで見たこともなかったというのは、それまで日本になかったほどの品質（もしくは材質）だったからであり、今回手に入ることが出来たのは、他家の交易品を買い取った可能性もなくはないが、やはり中関自家自身の交易によるものと考えてよいだろう。

さて、そうだとすると、もし道隆生前であれば、それほどの逸品である扇の骨（あるいはその素材である貴木）は、まづ当主道隆の手に入り、扇として直接中宮定子に献上されると考えた方がよいのではないだろうか。定子の知らないところで道隆から骨だけ息隆家に譲られたものを、さらに紙を張って定子へ、というのも考えにくいのである。よって、この点からも、②③の時期を想定した方がよいであろう。

次に、(C) 清少納言の秀句にある「くらげ」である。これはこの秀句の象徴的意味とも絡むので、少々論が前後するのだが、ここで見ておきたい。

さて、「くらげ」を漢字で「海月」と書くのは『和名類聚抄』等清少納言のころ以前からであって、清少納言・隆家らがこの言葉に「海月」の漢字を想起し得たことは勿論であろう。例えば、『大式高遠集』（十一世紀初め）第三二〇番歌には、

禪故大とこの備中国にいくとて、海月□などおこせむといひて
おこせざりしかば、たよりにつけていひやる

きみを人かたなにいふとしらずしてうみの月をやもてあそぶらんとあり、『弁乳母集』（十一世紀前半）第一〇五番歌には、

しほゆの所に、くらげのありしを

山のはをいづるのみこそさやけけうみなる月のくらげなるかなとある。

一方で、「海」と「生み」（あるいは「産み」）は同音で、和歌の中でさ

えも掛詞になることもあった。例えば、十世紀の歌人中務の家集『中務集』第一六一番歌では、

人のうぶ夜の七日

ちとせまできみありそうみのかげみれば小松にいまぞおひはじめける

とある。また、臨月のことが「生み月」（うみつき）「生みが月」（うみがつき）と呼ばれたことも言うまでもない。

「我が孕婦、既に産月に当れり。若し路にして産まば、冀はくは、一船に載せ、至らむ隨に、何処にありとも速く国に送らしめよ」¹²⁾

（『日本書紀』卷十四・雄略紀）

承香殿女御（元子）、御生月も過ぎさせたまひて、いとあやしき音なければ、よろづにせさせたまへど……

* 全注釈本文は「御生が月」

（『栄花物語』卷五「浦々の別」）

うみがつき如何。これは女人の産する期をいへり。

（『名語記』卷一〇）

すると、清少納言が「くらげ」の語を持ち出した背景に、この時中宮定子が懐妊中もしくは出産後であった可能性が出てくるのではないだろうか。

そして前述の③の時期がまさに、定子が敦康親王（長保元年（九九九）十一月七日誕生）・婁子内親王（長保二年（一〇〇〇）十二月十五日誕生）を懐妊し、出産する時期なのである。そして、海月は妊婦・産婦によい食物とされてもいた。例えば、後世のものが「東洋文庫」『子育ての書』

1所収の『女重宝記大成』（元禄五年、草田寸木子・編）には、「懐妊の内よろしき食物……くらげ」「産後 よろしき食物……くらげ」とある¹³⁾。

③の時期であれば、定子がくらげを供されていた可能性もある。ここで想起されるのが、第二二三段「三条の宮におはしますころ」である。この段で清少納言は、「青ざし」というお産によいとされる菓子をも、婁子内親王

を懐妊中の定子に献上するのだが、その際にも「これ、籬越しに候ふ」と秀句を発しているのである。

ここではただ必要条件を満たすことしか言えないが、後述するように、成句「海月の骨」の意味も考え合わせると、この③定子懐妊中の時期がふさわしいと考えられるのである¹⁴⁾。

なお、もし定子の「臨月」という時期まで絞り込むとすると、扇を贈るのが十、十一月という冬季になるので、第二子（敦康親王）の懐妊が判明する長保元年（九九九）四月ころか百日の祝いの翌二年（一〇〇〇）一月、もしくは第三子（嬬子内親王）の懐妊が判明する同年五月のころと考えるのが穏当であろうか¹⁵⁾。ここでは、懐妊（もしくは出産）のお祝いと考えることが可能である。

最後に、(D) 本章段の「雰囲気」である。これについて、先行研究では両様の見方がある。例えば、坏氏が、

この隆家中納言在任中の期間は中関白家にとって激動痛恨の一年であり、……定子の周辺は不幸な事件で慌しく、御在所も一定せずに短時間で遷った時期である。……ほのぼのとした雰囲気と手放しの気楽さが横溢する本章段のエピソードについて、事件年時を中関白家にとつてのこうした暗く過酷な、特別の時期のことと限定的に考えるのは如何であろうか。

とされるのに対し、浜口氏は、

『枕草子』では中関白家暗影期の出来事であっても、屈託がなく明るい場面に彩って点綴することがある……『枕草子』の場面の雰囲気を汲んで年時測定の指標にすることは、必ずしも妥当な手続きとは言えないのである。

と、章段内容の雰囲気は、必ずしも出来事の時期を反映しないとされる。

確かに、道隆薨去後一年以内の出来事を扱っている、第一二九段「故殿の御ために」や、第一五五段「故殿の御服のころ」等も、特に悲哀や暗鬱さが表現されているわけではない。

よって年時推定の根拠とするには弱いのであるが、やはり、当主道隆を亡くし、道長に政権が移ろうとしている、また世間では疫病が蔓延し死者が続出してもいた長徳元年の状況下とするには違和感が残る。

ここで、浜口氏の説について検討しておきたい。浜口氏は前掲注(2)論文で、

私見では、内大臣伊周・中納言隆家兄弟の首謀した花山法皇奉射事件が発覚後、貶流が取り沙汰される時局に直面するようになった隆家が、姉中宮定子に形見物として蝙蝠扇の献上を考えたことが本章段の「御扇たてまつらせたまふに」であったと考量している。……

姉中宮との避けがたい別れ路を前に隆家は、形見物の扇を進上して、再会を果たせる時までの思い出のよすがとして残し留めてほしいとの願いを託したのではなからうか。……

と、隆家が長徳二年四月に左遷により離京する前に、自分の形見として定子に贈ろうとしたものと推定されている。その根拠としては、『源氏物語』「夕顔巻」で空蝉が離京するに際して光源氏から扇などを餞別として贈られたことが例示され、

扇の「あふ」が「逢ふ」に通じることから、再び「逢ふまでの形見」として空蝉は受けとめているのである。

との解釈が示されている。ただ、『源氏物語』では都にある者の側から都を出て行く側に対して餞別として贈られるのに対し、『枕草子』本章段では、離京する隆家が贈るとしたら方向が反対となる。また、別れに際して扇を贈るのは、「あふぎ」に「逢ふ」が掛けられているのではなく、「漢語において、「扇」について「仁風」という表現が成語として用いられてい

ることに関係するか」「餞別の扇は、「扇―逢ふ」というやまとことばの論理によって行われたのではなく、むしろ漢語「扇」(セン)から生まれたものではなかったか」「扇」と「餞」とが同韻(去声第十七「霰」)の文字であることに重要な意味があるだろう。掛詞はかえて漢語「扇」の方に読みとりうる」との研究もある¹⁶⁾。とすると、積極的に隆家離京の際と考えるのは疑問が残る。②説の先行研究では、これ以外の具体的期日は提案されていないようである。

一方、道隆は亡くなった後だが、一条天皇にとっての(中宮定子にとっても)初めての皇子が期待できた、あるいは敦康親王が生まれた後さらに二人目の皇子が期待できた③の時期であれば、①とともに、本章段の明るい雰囲気には見合うと思うのである。本章段の雰囲気根拠にできれば、①と③の時期があてはまるだろう。

以上の条件から本稿では、本章段の出来事は、隆家が帰京し兵部卿(前中納言)として政界に復帰(長徳四年(九九八)十月)もしており¹⁷⁾、定子が懐妊と出産を繰り返す、長保元年(九九九)か同二年(一〇〇〇)のことと推定する。

二 円融天皇と資子内親王との扇贈答

次に、これは浜口氏前掲注(2)論文等の先行研究において指摘され、本稿が付け加えるものはほとんどないのだが、隆家から定子への扇献上の類例とも言える出来事を確認しておく。すなわち、天禄四年(九七三)五月二十一日の円融天皇と姉・資子内親王の乱碁の後の勝ち態・負け態である¹⁸⁾。六月十六日の円融天皇勝ち態の贈り物では、

- ・紫檀の骨に、唐の羅を藍染めにして一重に張り、歌を刺繍したもの
- ・紫檀の骨に、赤色と二藍に二重の織物を張って、歌を刺繍したもの

等が贈られ、七月七日の資子内親王負け態では

- ・黄金の骨に、朽葉色の羅を張り、表に花・裏に草の形を刺繍し、歌を仮名で書いたもの

・沈の骨に、朽葉色の織物を張り、歌を仮名で刺繍したもの

等が贈られたものである。先に『大鏡』で、貴族たちが一条天皇に贈った扇の材質を見たが、ほぼ同等ののと言えよう。これらが、天皇家・最上級貴族の贈答用の扇であったわけである。ところで、この扇贈答で注目されるのは、資子内親王負け態の扇に付けた歌で、清少納言の父・元輔が和歌をつくっていることである。

天禄四年五月二十一日、円融院の帝、一品宮にわたらせ給て、乱碁とらせ給ける負態を、七月七日に、かの宮より内の大盤所に奉られける扇に張られて侍ける薄物に、織り付けて侍りける

中務

天の河河辺涼しきたなばたに扇の風を猶やかさまし

元輔

天河扇の風に霧晴れて空澄みわたる鶺鴒の橋

(『拾遺和歌集』卷十七・雑秋(一〇八八・一〇八九番歌))

そこで浜口氏は、清少納言が容易に円融天皇・資子内親王の扇贈答を連想しただろうとし、次のように指摘されている。

天禄四年の勝ち態・負け態の当事者である円融天皇と資子内親王は、村上天皇を父に、中宮安子を母にする同腹の姉弟であり、……四歳違いの姉弟であった。また、中宮定子と隆家も道隆を父に、高階貴子を母にする同腹の姉弟で……三歳違いの姉弟である。……共に同腹の姉弟で、弟が姉へ、尽善尽美の扇を贈呈する共通した条件を見出すことができる。……『枕草子』当章段の構想に円融天皇が資子内親王に扇を贈った勝ち態への連想が投影されていると見ることは、牽強付会な

ことではなからう。……

『枕草子』の当章段は、中納言隆家が中宮定子に献上する扇の宣伝から、円融天皇勝ち態の扇、資子内親王・天皇姉弟の安穩親密な交流へ連想が移行し、それに眼前の定子・隆家姉弟の思ふ事無げな交流を重ね合わせて構想する（以下略）

この見立てには本稿も全く賛成するものである。ただもう少し踏み込んで、眼前の定子と隆家姉弟の背景に、資子内親王と円融天皇姉弟を見ることよって、清少納言は、中関白家と王権とのつながりを意識しているとは考えられないだろうか。前節でこの出来事を定子の懐妊・出産の時期（将来の即位があるかもしれない皇子の誕生前後）と推定したが、そうであれば、定子の夫たる一条天皇の父・円融天皇と資子内親王を連想することは、定子が生みあるいは生もうとしている皇子の将来に意識が繋がると考えるのである。これは、次節で考える「海月の骨」の成句の意味とも絡んでくる。

松本昭彦

三 「海月の骨」の象徴的意味

「海月の骨」という表現が、この時たまたま清少納言が思いついた言葉遊びというのではなく、ある種の成句であったことも、すでに先行研究によって指摘されている¹⁹。すなわち、「海月の骨」の表現は、『元真集』第三三一・三三二番歌に、

忘れたる人に言ひやるとて

葦間行く宇治の河浪ながれても おのがかばねを見せむとぞ思ふ

返し

世にし経ば海月の骨は見もしてむ 網代の水魚はよる方もあらじ

とあり、『能宣集』第三八七・三八八番歌

宇治の水魚の使し侍る人の、昔語らひ侍りける女のもとに遣はせける

石間ゆく宇治の河浪流れても 水魚のかばねは見せんと思ひき

これが返しして得む、水魚はとどめじと申せば

生きてらばくらげの骨は見もしてむ 水魚のかばねは寄る方に寄れとあって、女性が男性の虫のいい誘いかけに肘鉄砲を食わせる中で、長生きしたら手に入るかもしれない、あり得ないほどの幸運の象徴として出て来る言葉であった²⁰。また『今昔物語集』巻十二・第33話「多武峰増賀聖人の語」、『発心集』巻一・第5話「多武峰僧賀上人、遁世往生の事」等でも、増賀が極楽往生を悟ったり、聖衆の来迎を目の当たりにしたりして詠んだとされる

瑞菌さす八十あまりの老いの浪 海月の骨にあひにけるかな

という和歌に見え、八十七歳という長生きをした後に見ることができた「極楽往生」もしくは「聖衆来迎」という奇蹟を言う言葉であったのである。これについて、浜口氏前掲論文は

「海月の骨」は、長生きをしたらという前提条件で、見たこともない希有なものに出会う可能性を肯定的に表現するもので、稀に見る幸運に恵まれることを表徴する言葉であったと言える。

と解釈し、本章段の秀句に当てはめて

清少納言は「それでは、扇の骨ではなくて、長生きしたら見ることもあり得ると言われる海月の骨であるようですね」と語ったものと見られる。……隆家の面目を潰してしまう否定的なものではなく、……それほどのものであれば中宮定子に進上するのに相応しいものであることを積極的に擁護する立場での秀句であったと解するべきである。と、隆家が献上しようとする扇のすばらしさを強調するための秀句と捉えられた。

また、坏美奈子氏も従来の説を詳しく整理された上で、同じ例を使って、一生を懸けて望んでも叶えられるとは限らないような希有な出会い、

境涯について表現するもの：：△非常に珍しく、それ故ありがたい▽
 △最も珍重すべきもの▽という意味をもって用いられた喩えと解される。：：「くらげの骨」の語は、只今、この世の宝とも言うべき隆家献上の扇（の骨）をこそ讃え称する言葉として、新しく掲げられたのである。

と、ほぼ同様の指摘をされている。

ただ一方で、この秀句が「扇の骨のすばらしさ」を言うだけだとすると、隆家が「自分の言葉にしよう」と言ったのが、清女の言に便乗してこの扇の骨を自慢するだけの言葉になり、深みがないのではないか。また、清少納言自身が章段末で自讃の言い訳めいたことを書いていることからしても、少々物足りない感じがする。というのも、清少納言の「自讃譚」の多い『枕草子』だが、その「言い訳」が記されるのは、本章段の他には第二六〇段「関白殿、二月二十一日に」段しかないからである。周囲から「一つな落としそ」と言われたからという、本来する必要のない（後述）「言い訳」までして載せたい秀句であるからには、表現としての面白さ以上の中身を持った秀句と考えるべきではないだろうか。つまり、第一・二節で見たとように、この段の定子が皇子を懐妊中もしくは生んだ直後であったことに関わっての秀句と捉えることはできないのであろうか。本稿では以下、その方向で考えてみたい。

さて、本章段の出来事の時期が推定のように、中関白家が道隆薨去後に伊周・隆家の一年以上にわたる左遷もあって政治力を著しく弱めていたところに、定子が一条天皇の第一（もしくは期待上の第二）皇男子を生むことが期待できる（あるいは生んだ）時期だとしたら、この「海月の骨」が意味する「長生きしたら見ることもあり得る」「稀に見る幸運」とは具体的にどのようなことになるであろうか。円融天皇・資子内親王の扇贈答を

背景に意識し、皇子を身ごもったと期待できる（あるいは生んだ）定子を目の前にしていれば、長生きというわけではないが、左遷という苦境を生き延びた隆家が手に入れたその「稀に見る幸運」とは、中関白家の皇子の将来の即位を意味することになるのではないだろうか。

例えば、『榮花物語』巻五「浦々の別れ」では、定子の母方祖父の高階成忠は懐妊を期待して定子に積極的に参内を勧めており、史実とは年時が違うが、定子第二子の懐妊がわかった段階で、成忠と、左遷中とされる隆家は仏神に祈っている。また、皇子・敦康親王が誕生すると、成忠は即位を確信して「かしらだにかたくおはしまさば、一天下の君にこそはおはしますめれ。よくよく心にかしづき奉らせ給へ」と中宮定子に申し上げ、中宮の女房たちも「よくこそほかざまへおもむかず成にけれ。若君の御世にあひぬること」と皇子の即位を期待したとされている。さらに、大宰府に左遷中とされている伊周も「只行末のあらまし事のみ覚し続けられて、御心の中にはいと頼しく覚さるべし」と将来に希望を見出だしている。また巻六には、伊周が帰洛後「そのままに一千日の御斎にて、法師恥づかしき御おこなひにて過ぎさせたまふ。今は一の宮（敦康親王）のかくておはしますを、一天下の灯火と頼み思さるべし。げにことわりと見えさせたまふ」とあって、定子の周辺はこのように、皇子の懐妊・出生を鶴首し、皇子が生まれると、将来の即位を期待していたはずなのである。

よってこの秀句は、定子の懐妊もしくは母・定子と生まれた皇子を、（即位を視野に入れて）寿ぐ・予祝する意図を持つ表現と考えられるのである。隆家が笑いながら「隆家が言にしてむ」と言ったのも、中関白家の再興を暗示するような秀句は、伊周とともに家を引っ張る公達である自分が言うのにふさわしい言葉だと言いたかったのであろう。

このように考えることは、この段の最後の部分の読みとも関わってくる。

四 何のための「言い訳」か 本章段末尾の

かやうの事こそは、かたはらいたき事のうちに入れつべけれど、「一つなおとしそ」と言へば、いかがはせむ。

という言葉は、へ恥ずかしげもなく、自慢話を書き記すことに對する言い訳、のように解釈されるのが通説²⁾だが、本当にそうなのだろうか。本節では、この部分の表現を通して、清少納言がこの章段を書いた意識を考察する。

さて、「(同僚女房たち?が)「一つなおとしそ」と言へば、いかがはせむ」という表現は、本来書くべきでないことを書くことに對する「言い訳」であることは動かないであろう。では、なぜ書くべきでないのか。「自讃譚を書く」という行為そのものは、少なくとも秀句等の内容が優れたものであれば、『枕草子』の清少納言にとっては恥ずかしい、憚られるものではない。後掲【表2】に挙げたように、自讃と目される内容を記すことは珍しいことではなく、むしろ自分の秀句等が他人に賞められたことを積極的に記す姿勢が顕著である。また、他に言い訳めいた表現を記するのが第二六〇段だけである(後述)ことから、本来自讃譚執筆その事自体については言い訳は不要だと言えよう²⁾。この点で、「海月のななり」が、扇の骨のすばらしさを言う面白い秀句で、それが隆家に認められたというだけでは、「言い訳」の部分が必要ないことになる。

とすると、「海月のななり」という秀句のレベルが低く、恥ずかしいというのであろうか。しかし、そもそもそうであればいくら周囲の要請があったとしても作品として残すはずはないだろう。逆に、本心ではかなりよくできたしゃれだと思っているが、ポーズで謙遜しているという可能性も、他にそのようなポーズを取ることがないので考えにくい。

自讃譚執筆そのものは憚ることではない、秀句のレベルは秀逸なもの

自覚している、秀句のレベルを謙遜する必要もない、とすれば、この章段はなぜ書くのがためらわれ、作品化に「言い訳」が必要なのだろうか。ここで、他に唯一、自讃に對する言い訳が記される第二六〇段「関白殿、二月二十一日に」段を見てみよう。

この段は、先にも少し見たように、道隆が正暦五年(九九四)二月に積善寺で行った一切経供養の前後を記したものだ、この中で、出仕を始め間もない清少納言を、中宮定子が、わざわざ女房の宰相をどかせて儀式を見る特等席に呼び寄せようとしたことについて、

下にゐたる人々は、「殿上ゆるさるる内舎人なめり」と笑へど、：
：そこにのぼりゐて見るは、いと面だたし。「かかる事」などぞみづから言ふは、吹き語りなどにもあり、また宮の御ためにも軽々しう、「かばかりの人をさおほしけむ」など、おのづからも、物知り、世の中もどきなとする人は、あいなうぞ、かしこき御事にかかりてかたじけなけれど、ある事は、またいかがは。

と書く。つまり、自分が中宮から優遇されたことを記すことに對して、「ある事は、またいかがは」(事実あった事は書かないわけには行かない)と弁明(開き直り)をしているのであるが、注目したいのは、この内容を書くことが一旦は躊躇される理由である。「吹き語り」(自慢話)であること自体もその理由の一つと言っているが、他の多くの自讃章段は「吹き語り」を憚ってはいないのだから、それだけでは憚る理由にはならない。重要な理由は、「宮の御ためにも軽々しう」云々の部分であろう。つまり、「清少納言程度の女房をそこまで優遇するのは、中宮定子に人を見る目がないからだ」、あるいは「代わりに宰相の君をどかせようとしたのは思いやりがない」などと、定子が批判されるだろうことが恐れ多い、というのである。「私程度の女房を」というのはもちろん謙遜だが、中宮への批判のあり得ることを憚っているというのは本心であろう。この章段を書くの

に言い訳が必要なのは、その内容が中宮への批判につながる恐れがあるからなのである。とすると、翻って「海月の骨」についても、この秀句が中宮定子にとって何らかの点で不利に働く可能性があるため、書くのが憚られる、書くべきでない、というのではないだろうか。先にこの秀句は「定子の懐妊もしくは母・定子と生まれた皇子を、(即位を視野に入れて)寿ぐ・予祝する意図を持つ表現」ではないかと考えたが、そうだとすると、なぜそれが中宮に不利益をもたらし得るのであるだろうか。

ところで、本文では、この章段を書くのが憚られる、躊躇される理由は、「かやうなる事こそは、かたはらいたきことに入れ」のようなことだからだとされていた。つまり、「海月の骨」章段の執筆が、「かたはらいたき」ものだからなのである。「入れ」と言っていることからすると、作品中の第九十二段「かたはらいたきもの」段のようなものを想定しているに違いない。「かたはらいたきもの」段が作品の一部としてすでに書かれていたかどうかは別にして、清少納言の発想として、このような内容の章段を書く行為(他の人に伝えること)は、いわば「かたはらいたきもの」のフォルダに書き「入れつべき」例の一つになると考えられたのである。では「かたはらいたきもの」段では、どのような具体例が挙げられているのだろうか。全文を挙げてみる。

かたはらいたきもの まらうどなどに会ひて物言ふに、奥の方に向ちとけごとなど言ふを、えは制せで聞く心地。思ふ人のいたく酔ひて、同じ事したる。聞きぬたりけるを知らで、人の上言ひたる。それは、何ばかりならねど、使ふ人などに、いとかたはらいたし。旅立ちたる所にて、下衆どものざれぬたる。にくげなるちごを、おのが心地のかなしきままに、うつくしみ、かなしがり、これが声のままに、言ひたることなど語りたる。才ある人の前にて、才なき人の、物おぼえ声

に人の名など言ひたる。ことによしとおぼえぬわが歌を人に語りて、人のほめなどしたるよし言ふも、かたはらいたし²³⁾。

多くの例の文末に「たり」が付いていることからわかるように、すべての例が、現在進行中の何らかの行為の現場内で、行為者の近くで見聞きしている者にとって、居心地が悪い、はらはらする、笑止だという例である。つまり、行為者(当事者)とは別の、場面の状況がわかっている第三者が、傍らで見聞きしての心情である²⁴⁾。とすれば、「海月の骨」章段の執筆の現場では、行為者と傍観の第三者とは誰になるのだろうか。

まず、行為者が本章段を書く執筆者・清少納言であることは動かない。第三者は、その執筆行為(の結果)を客観的に見る者である。具体的には、文字通りの現場内にいるわけではないが、読者を想定すればいいだろう。また、そのような視点を予め内在化した清少納言本人の意識(の一部)が文字通りの現場内にいる、とも言える。

この章段の執筆行為に対する第三者的視点からすると、この出来事の執筆は、どのような点が「かたはらいたし」と感じられるのであろうか。ただ先述のように、自讃譚であること自体はその内容ではない。

ここで「かたはらいたし」の内容を考えるため、まずこの章段の執筆の時点想定してみる。結論から言うとそれは、定子が亡くなり、道長が全盛を迎える時点ではないだろうか。『枕草子』には、その時点から章段内容を捉えた表現がいくつか見られる。例えば、第一二四段「関白殿黒戸より」では、正暦五年(九九四)の何らかの儀式の際に道長が道隆に対して跪いたことを、道長をさえも跪かせる道隆のすばらしさとして定子に繰り返し申し上げて定子から「例の思ひ人」と笑われるのだが、その末尾には

まいて、この後の(道長の)御ありさまを見たてまつらせ給はまし

かば、ことわりとおぼしめされなまし。

とあり、「まし」の用法から、この表現は定子薨去後の道長全盛を實現し

ての表現と考えられている。また、先にも中宮への批判につながるかもしれない自讃譚として見た第二六〇段「関白殿、二月二十一日に」（積善寺供養）段でも、末尾に

されど、そのをり、めでたしと見たてまつりし御事どもも、今の世の御事どもに見たてまつりくらぶるに、すべて一つに申すべきにもあらねば、物憂くて、多かりし事どもも、みなとどめつ。

とある。道隆在世時の中関白家全盛と執筆時現在の状況を比べて「物憂くて……とどめつ」と言っていることからして、道長の覇権が確立して以後の言葉であろう。また、第一〇二段「二月つごもりごろに」段に「左兵衛督の中將におはせし、語りたまひし」とある「左兵衛督」を藤原実成とする通説に従えば、その就任は寛弘六年（一〇〇九）三月である。さらに、第八十九段「無名といふ琵琶」段に「御前に候ふ物は」として「葉二つ」の名が出ているが、これは寛弘七年（一〇一〇）正月十五日の敦長親王御五十日の際、藤原道長によって一条天皇に献上されたものである。この作品には、部分的にかもしれないが、寛弘六年、七年以降の視点が入っていることが確実である。寛弘五年（一〇〇八）九月に道長娘の中宮彰子と一条天皇との間に第二皇子敦成親王（後の後一条天皇）が生まれた後、さらにあるいは同八年（一〇一一）六月に敦成が皇太子に立った後の視点から、自身の定子のもとでの女房生活を捉え直すことがあったのである。本章段も、そのような時点の意識からの表現と仮定してみる。

こう考えた上で、この秀句の象徴的意味が前節で見たように、中宮定子と、懐妊した（生んだ）皇子の将来を予祝するものであったとすれば、その後の定子・敦康親王たちの状況を知っている執筆時現在の読者や、その視点を予め内在させた執筆者清少納言にとっては、皇子の即位まで期待し暗示したような秀句の話は、定子の薨去や敦康親王の即位が結局絶望的に

なったことなどを改めて意識・確認させることになる。しかも、秀句を言った清少納言本人がその執筆をするわけである。それは、定子や敦康親王・中関白家に近い読者にとっては、ある意味で確かに苦々しく、心の痛むものであろう。

「かたはらいたし」の内容は、以上のようなことであり、また中宮に対する不利益とは、読者に若くしての薨去や皇子の即位の失敗等の悲運を再確認させてしまう、ある意味での非情さと言えるのではないだろうか。

清少納言は、読者のそして自分自身の「かたはらいたし」という反応を予想・意識しても、「「一つなおとしそ」と言へば、いかがはせむ」という「言い訳」までして、今となっては言わなければよかったような秀句をあえて書いたことになる。それは、自身の秀句の自讃の意味もあっただろうが、それ以上に、定子と皇子の将来に希望が持たれ、道隆薨去後の中関白家再興の夢の実現が期待できた、ある意味で前向きで生き生きとした時期の記憶を是非描き留めたかったということなのではないだろうか。事実として（元の？）同僚女房たちが「一つな落としそ」と言ったかどうかはわからないが、女房たちにとってもその時期の記憶は貴重なものであり、清少納言に書いてほしいエピソードだったはずである。

おわりに

こうして、「海月の骨」の秀句を、扇の骨のすばらしさを比喻するだけでなく、中宮定子と、懐妊した（あるいは生まれた）皇子の将来を（即位を視野に入れて）予祝するものゝとらえることにより、①この出来事が長保元年（九九九）もしくは同二年（一〇〇〇）に起きたこと、②この場面で円融天皇と資子内親王の扇贈答が意識されていること、③作品化に言い訳が必要だったこと、④（寛弘六、七年以降と仮定した）執筆時現在

の清少納言自身や読者にとって「かたはらいたき」ものであったこと、等の条件が満たされるのである。

広く知られた章段であるが、確実なことが言いにくい、逆に言えば多様な読みのできる章段でもある。そのうちの一つの読みを提示してみた（つもりである）。大方の御批正をいただきたい。

【註】

- (1) 『枕草子』の本文・章段番号は新編日本古典文学全集により、『校本枕草子』を参照した。
- (2) 近年では、坪美奈子氏「『中納言殿まゐらせたまひて』の段―「くらげのなり」の意味―」（『新しい枕草子論 主題・手法そして本文』（新典社・二〇〇四年四月）所収。初出一九九五年五月）、浜口俊裕氏『『枕草子』「中納言まゐりたまひて」章段新考』（『枕草子の新研究』（新典社・二〇〇六年五月）所収）等。多くの先行研究があるが、本稿はこの二つの御論考、特に浜口氏論に負うところが大きい。
- (3) 海月も蛸も海鞘も、中宮・東宮や大臣などの行う大饗等の儀式や、行幸の際などにも出されるよく知られた食材である。
- (4) 前掲注(2) 坏氏論文。
- (5) ただ、長徳二年（九九六）一月には伊周とともに花山法皇を狙撃し、それがすぐに発覚して捜査もされているので、長徳元年末ころまでを想定するのが穏当か。
- (6) 藤原道頼は、正暦五年（九九四）八月二十八日に権大納言に昇任している。官職に「権」を記さないことは通例であり、道頼は結局権大納言のまま死去している。
- (7) このうち、第一二四段は、清少納言自身も出来事の日時を細かく覚えていないわけではないようで、正暦五年八月二十八日の伊周と道頼二人同日の昇任

以前か以後かを決定することは困難である。ただ、伊周が父関白・道隆の沓をはかせたことについて「あなめでた、大納言ばかりに、沓取らせたまつりたまふよ」と清少納言は感動しているわけであるから、もし伊周が内大臣の時期であったら、内大臣に沓を取らせたとすることで、大納言であった場合よりその感動・驚きはもっと大きいはずである。そこを記憶し違えることはないであろう。この段では伊周の官職表記が正しく、道頼については後の官職を記していることになる。

(8) 『枕草子』中では他に、第六段で平生昌が「前」（さきの）を付けずに「（中宮）大進」と呼ばれている。また、『栄花物語』でも隆家について、現職時代でなく左遷からの帰京直後からも「中納言」と表記している。

(9) 道隆出家と同日（薨去の四日前）の長徳元年四月六日に権中納言、薨去の六十八日後の同年六月十九日に正中納言。

(10) 渡辺誠氏『平安時代貿易管理制度史の研究』（思文閣・二〇一二年二月）、皆川雅樹氏『日本古代王権と唐物交易』（吉川弘文館・二〇一四年三月）等。

(11) 河添房江氏『唐物の文化史 舶来品からみた日本』（岩波新書・二〇一四年三月）。他に、中島和歌子氏『『枕草子』にとっての〈唐〉〈唐土〉〈文〉―香炉峰の雪と撥簾、幼学と孝、初段の天、巫山の朝雲を中心に』（『日本文学』六三五号・二〇〇六年五月）にも

『枕草子』にも多くはないが唐物が見える。…唐物を上等な物と位置づけているからこそ、称賛にも恩顧にも繋がるのである。

とされる。

(12) 訓読は「新編日本古典文学全集」のもの。

(13) 蛸でも海鞘でもなく、「海月」の骨という秀句が出たのは、後述のようにそれが成句としてあったからに他ならないが、逆に蛸などはお産によくないとされていたことも関連するかもしれない。近世以降の習俗であるが、『日本産育習俗資料集成』では、たこ・いか・なまこがお産によくしないとされる地域が多く見られる一方、くらげについてはそのような記述はない。

(14) なお、定子は長徳二年（九九六）十二月には第一子・脩子内親王を産出しているが、同年四月から隆家は左遷により離京中である。

(15) 前掲注(2) 坏氏論文には、冬もしくは晩秋期の「蝙蝠扇」の例が数例示されているので、「臨月」の可能性も全くなくはない。

(16) 大谷雅夫氏「餞別の扇」〔歌と詩のあいだ 和漢比較文学論攷〕(岩波書店・二〇〇八年三月) 所収。初出は一九九五年三月。大谷氏は、『源氏物語』の空蟬の例についても、

空蟬への餞別の品の一つに扇が選ばれた意味は、確かに(『岷江入楚』の——松本注)「扇は逢ふといふ心也」で見事に説明できるのだが、その説明が正しいという保証は、本文のどこからも得られない。

(17) まだ実質的復権というわけではないが、皇子次第では中関白家の再興もあろうる状況であろう。

(18) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成(増補新訂)』「天禄四年五月二十一日 円融院・資子内親王乱基歌合」「同六月十六日 円融院勝態扇歌」「同七月七日 資子内親王負態扇歌」による。

(19) 萩谷朴氏「日本古典集成」『枕草子』上(新潮社・一九七七年四月) 当該章段頭注2など。

(20) 『元真集』の贈答歌と『能宣集』の贈答歌は、歌の表現も詞書に言われる経緯もよく似ているので、同じ贈答歌の異伝であるかもしれないが、少なくとも『元真集』の歌は本章段の出来事以前のものであり、清少納言以前からの言葉があったことがわかる。

(21) 例えば、前掲注(2) 浜口氏論文では、中野幸一氏(『日記的章段の読者意識』〔『枕草子講座』第一巻・有精堂・一九七五年)の

この自慢話の公表が、他人の切なる要求によるもので自分の本意ではないということ断ることによって、自画自賛のあつかましさに対する読者の批判を回避しようとしたものと考えられる。

という説が紹介され、浜口氏自身も、

作者からするとこの話題のように記すに耐えないわれぼめの類であっても、中宮女房たちの側から見ると、定子サロンの教養の高さを垣間見せる恰好の話題であった。だから「一つな落としそ」と強要するのであ

ろう。

とされる。注釈書類も、「新日本古典文学大系」は脚注で「自慢話になるから我が事ながら「かたはらいたし」である」、「枕草子解環」は語釈で「まことに他愛のない自慢話であることに気がさすのであろう」「作者が読者に直接語りかけて弁解を試みている」とされる。

(22) 一箇所、第二二七段「二月、官の所に」段の段末表現は少々問題があるので、確認しておく。この段では、藤原行成が冗談で身分を「みまなのなりゆき」という下部と偽り、「解文」のようなものまで作って「餅餠」を贈ったのに対し、清少納言は「みづから持てまうで来ぬ下部は、いと冷淡なり」と返す。この出来事を行成が天皇の前で語ったところ、天皇も「よく言ひたり」とおっしゃった、と人が伝えてくれた、という内容である。

ところで、この段の最後の部分は、

……(行成の清女への言葉)「などのたまふ。則光、なりやすなど笑ひてやみにし事を、上の御前に人々いとおほかりけるに、語り申したまひければ、『よく言ひたり』となむのたまはせし」とまた人の語りしこそ、見苦しきわれぼどもをかし。

となっている。「よく言ひたり」を、天皇が清少納言の「いと冷淡なり」を評価した賞め言葉と取って、清少納言がこの出来事を書くことを「われぼめ」と認め、その執筆行為自体を「見苦し」と言っているとするのが通説のようだが、本稿では次のように考える。つまり、「よく言ひたり」は天皇から行成に対する賞め言葉であり、「見苦しきわれぼども」をしたのは行成である、と。理由は以下の通りである。まず、この出来事で天皇から第一に賞められるべき者は、手の込んだ冗談を思いつき、解文を用意までして餅餠を贈った行成であろう。行成は、解文の中で自分を葛城の神になぞらえたり、清少納言の返事を受けて「歌など詠んで返さず、よかった」と言ったりしている。これらのことを天皇は「よく言ひたり」と評価したのではないだろうか。清少納言も行成に対して「冷淡」と「餅餠」の音の類似を使ったしゃれで返しているが、それだけである。また、「われぼめども」と複数になっている点も、「われぼめ」が清少納言の天皇の賞め言葉を引用しての執筆行為だとしたら、

複数にならず矛盾する。本文に問題があるようでわかりにくいですが、ここで行成はまず天皇の御前で自ら語ったが、これで「われぼめ」一回、そこでの天皇の賞め言葉も含めて、さらに「人」にも語って、それがもう一回と数えられるのではないだろうか。この本文によれば、直上の「また人の語りしこそ」を受けて「見苦しきわれぼども」となっていて、「人」の語りがあって「われぼめ」が複数回になっているのである。それは、その「人」に行成自身が語ったからとしか考えられない。さらに、文末は「をかし」となっていて結局この「われぼめ」を評価しているわけで、ここでの「われぼめ」を清少納自身行為とすると、自分で「をかし」と評価することになり、自讃の語りをさらに自讃することになってしまう。よって、ここで清少納言は自身の執筆行為を「見苦しきわれぼめ」と認めることによって、読者の批判を見越してそれへの予防線を張っているわけではない、と考える。

尚、能因本は文末が「なりかし」となっているが、採らない。

(23) この最後の例が本章段執筆の状況に少々似ているように思われるかもしれないが、以下の点で本章段執筆とこの例とは大きく異なっており、本章段執筆はこの例に言うような不用意な自讃行為には当たらないと考える。

① 清少納言は「海月の骨」の秀句について「よし」と思っているはずであること。

② この例は「歌」に関してであり、「元輔が後といはるる」(第九十五段)自意識を持っている清少納言にとって、和歌は特別であったこと。

③ 『枕草子』では第三者の誉め言葉を使つての自讃自体を憚ってはいないこと。

(24) 辞書類で、

当人が気づかずにしている言動が、傍らにみるとみっともなく我慢ならないさま。見苦しい。『枕・九六』の「かたはらいたきもの」は、この感情を触発するような事柄を並べている。

〔『角川古語大辞典』「かたはらいたし」〕

そばで見ていて苦々しく思う。はたから見ている滑稽に感じる。笑止である。見てはられない。〔『日本国語大辞典』「かたわらいたい」〕

などと説明されている通りの例と云ってよいだろう。

尚、引用した本文はそれぞれ次のものによった。『枕草子』『大鏡』『日本書紀』『栄花物語』は「新編日本古典文学全集」、『大式高遠集』『弁乳母集』『中務集』『元真集』『能宣集』は「新編国歌大観」、『権記』は「史料纂集」、『拾遺和歌集』は「新日本古典文学大系」、『名語記』は勉強社刊行本。また引用にあたっては、適宜漢字を当て、私に句読点を付した所がある。

【表1】隆家と伊周の官職呼称

章段番号	章段内呼称	史実年時（推定を含む）	出来事	史実官職	正否	備考
藤原隆家						
98段	中納言	?	隆家が定子に扇献上	?	?	
100段	三位の中将	長徳元年（995）2月10余日	原子、東宮に入内	三位の中将	○	
260段	三位中将	正暦五年（994）2月20日	積善寺一切経供養	右中将（正四位下）	△	①
藤原伊周						
21段	大納言殿	正暦五年（994）春か	「花をし見れば」	権大納言	○	
77段	大納言殿	正暦五年（994）かそれ以前の12月22日	地獄絵の屏風を見る	権大納言 or 内大臣	○or▽	②
95段	内の大臣殿	長徳四年（998）7月	「時鳥探訪」の後日談	前内大臣	□	③
100段	大納言	長徳元年（995）2月10余日	原子、東宮に入内	内大臣	▽	④
124段	権大納言殿	正暦五年（994）8月以前か	（道隆黒戸より出る）	権大納言	○	⑤
177段	大納言殿	正暦四年（993）冬の初出仕直後か	（初出仕後の感想）	権大納言	○	
260段	大納言殿	正暦五年（994）2月20日	積善寺一切経供養	権大納言	○	
跋	内の大臣	長徳二年（996）末（源経房伊勢権守退任）以前	伊周が定子に紙を献上	内大臣	○	

正・否記号 ○＝史実と同じ

△＝史実より後の官職

▽＝史実より前の官職

□＝その他（前官職だが、「さきの」が記されていない）

備考

① 隆家は、正暦五年2月20日の半年後、8月30日に従三位。

② 済政・行義の任藏人を想定すると、伊周の官職は誤りになる。

③ 定子の居所、公信の官職などからして、伊周の帰京後であり、史実は「前」内大臣。

④ 伊周は半年前の正暦五年8月に内大臣。

⑤ 伊周の内大臣昇任と道頼の（権）大納言昇任は同日で矛盾あり。伊周の官職が正か、注（7）参照。

【表2】『枕草子』自讃章段一覧

章段番号	冒頭句	自讃内容	周囲の感心、讃辞	言い訳・憚り
6段	「大進生昌が家に」	漢籍故事の知識の誤りを指摘	平生昌・惟仲が感心	
21段	「清涼殿の丑寅の隅の」	古歌を一字変えて秀句	定子の感心	
78段	「頭の中将のすずろなる」	「草の庵を誰か訪ねむ」と返し	天皇の感心、男たち扇に書き付ける	
96段	「職におはします頃」	漢詩文を下敷きにした秀句	定子「さも言ひつべし」	
98段	「中納言参り給ひて」	「海月の骨」の秀句	隆家「隆家が言にしてむ」	言い訳あり
99段	「雨のうちはへ降るころ」	「せんぞく料」の秀句	式部丞信経、かえすがえす感心	
101段	「殿上より、梅のみな」	漢詩文を使った秀句	殿上人誦す、天皇の感心	
102段	「二月つごもり頃に」	白詩を下敷きにした秀句	源俊賢「内侍に奏してなさむ」	
130段	「頭の弁の、職に」	孟嘗君の故事を使った和歌	経房「頭弁はいみじうほめたまふ」	
131段	「五月ばかり、月もなう」	漢詩文を使った秀句	天皇・殿上人の感心	
155段	「故殿の御服のころ」	漢詩文を下敷きにした秀句	斉信、天皇に奏上	
222段	「細殿にびんなき人なん」	上手な付け句	定子感心、右近の内侍に伝える	
260段	「閔白殿、二月二十一日に」	先行秀歌を使つての秀句	定子・道隆の感心	
同段	同上	定子の傍らでの見物を許される	女房たち「殿上ゆるさる」と羨む	本文参照
280段	「雪のいと高う降りたるを」	白詩を下敷きにして動作	女房たち「なほこの宮の人にはさるべき」	